

電子情報通信学会北陸支部優秀学生賞 選奨規程

(平成22年5月21日改訂)

(平成24年2月10日改訂)

(平成24年10月12日改訂)

(平成26年6月25日改訂)

(平成27年11月10日改訂)

(令和4年11月24日改訂)

電子情報通信学会北陸支部における「優秀学生賞」の選定は、本規程によって行う。

- 第1条 電子情報通信学会北陸支部(以下、支部という)学生会は、本会定款第6条へ項の事業の一環として優秀学生賞を設定し、北陸支部管内の電子情報通信関係大学・高専に所属する優秀学生の表彰を行う。
- 第2条 優秀学生賞を選定するため、支部に優秀学生賞選定委員会を設置する。
- 第3条 優秀学生賞選定委員会は、支部役員会の選定する委員長1名、幹事1名、委員若干名で構成する。
- 第4条 本賞の受賞者は以下の手順により決定する。
支部管内の電子情報通信関係大学・高専は、学業と研究業績により受賞候補者を選び、事務局の指定する期日までに所定の様式により推薦理由と共に事務局に推薦する。
なお、推薦する受賞候補者の数は、各大学・高専各1名程度とする。
優秀学生賞選定委員会は推薦理由を精査し、受賞者を確定する。
- 第5条 各校が推薦する受賞候補者は電子情報通信学会北陸支部が主催・共催・協賛する講演会において発表することが望ましい。なお、大学院生については本会発行の論文、本会主催・共催・協賛による大会・研究会での発表件数が多いことが望ましい。
- 第6条 支部事務局は受賞者に対し表彰状、賞金を準備し、受賞者の所属する各大学・高専に送付するとともに、支部役員会において報告する。賞金の額は受賞1件につき13,000円とする。
- 第7条 受賞者への表彰状および賞金の授与は、受賞者の所属する各大学・高専において行う。
- 第8条 表彰にかかる費用は、支部学生会により支出する。
- 第9条 本規程は、支部役員会の決議に基づき変更できる。また本規程は支部 Web ページにて公開する。

附則

1. 本規程は令和4年11月24日から実施する。